弁理士凝縮塾 Condensed private school of Patent Attorneys

凝縮基礎短答講座

短答演習問題集

特実編

—— 目 次 ——

[1]	第1回	1	■「特許権の効力」	25
	「特許を受ける権利」	1	[8] 第8回	27
	「共有にかかる特許を受ける権利」	1	■「利用」	27
	「職務発明」	1	■「侵害、技術的範囲」	27
[2]	第2回	3	■「判定」	27
	「新規性」	3	■「実施」	29
	「進歩性」	3	[9] 第9回	31
	「先願」	3	■「間接侵害」	31
	「拡大された先願の地位」※頻出範囲	5	■「特許権侵害に対する救済」	31
	「新規性喪失の例外」※頻出範囲	5	■「特許権の共有」	31
[3]	第3回	7	■「権利行使に対し被告のとり得る措置」	31
	「書面主義」	7	■「存続期間、延長登録とその無効審判」.	33
	「外国語書面出願」	7	■「専用実施権」	33
	「単一性」	7	■「通常実施権」	33
	「文献開示制度」	7	〔10〕 第10回	35
	「国内優先権」	9	■「独占的通常実施権」	35
	「パリ優先権」	9	■「先使用権」	35
[4]	第4回	11	■「法定通用実施権」	35
	「分割、変更、実案に基づく特許出願」	11	■「裁定」	37
	「審查請求」	11	■「国際特許出願」	37
	「審査」	13	[11] 第11回	39
[5]	第5回	15	■「保護対象」	39
	「補正」※頻出範囲	15	■「無審査登録主義」	39
	「出願公開」	15	■「補正」	39
	「補償金請求権」	17	■「変更」	39
-	「拒絶査定不服審判」※頻出範囲	17	[12] 第12回	41
[6]	第6回	19	■「技術評価」	41
	「前置審査」※頻出範囲	19	■「無効審判」	41
	「無効審判」	19	■「訂正」	43
-	「訂正審判および訂正請求」	21	■「国際実用新案登録出願」	43
[7]	第7回	23	■「訂正」	44
	「再審」	23	■「国際実用新案登録出願」	44
	「審決取消訴訟」	23		

Condensed private school of Patent Attorneys

〔1〕 第1回

【問題】

(1)「特許を受ける権利」

次のうち、正しいものに○を、誤っているものに×をつけよ。

- ① 特許を受ける権利は、質権の目的とすることはできないが、譲渡担保の目的とすることができる場合がある。[H19-29-1]
- ② 特許を受ける権利は、特許出願前においては、質権の目的とすることができないが、特許 出願後においては、質権の目的とすることができる。[H18-33-1]
- ③ 産業上利用することができる発明をした場合、その発明について特許出願がなされなくて も、発明者に特許を受ける権利が発生する。[H19-29-3]
- ④ 特許を受ける権利は、特許出願前においては、実施の事業とともにする場合に限り、譲渡により移転することができる。[H18-33-3]
- ⑤ 特許出願前における特許を受ける権利の承継は、その承継人が特許出願をしなければ、第 三者に対抗することができない。[H18-33-5]

(2)「共有にかかる特許を受ける権利」

次のうち、正しいものに○を、誤っているものに×をつけよ。

- ① 特許を受ける権利が共有に係るとき、特許出願前においては、各共有者は、他の共有者の同意を得た場合であっても、その持分を譲渡することができない。[H18-33-2]
- ② 特許を受ける権利が甲及び乙の共有に係るとき、特許出願後に、甲が乙の同意を得て、甲の持分を丙に譲渡した場合、甲から丙への特許を受ける権利の承継は、特許庁長官に届け出なくても、その効力を有する。[H18-33-4]

(3)「職務発明」

次のうち、正しいものに○を、誤っているものに×をつけよ。

- ① 従業者がした発明が職務発明に該当しない場合、使用者は、当該発明についての特許を受ける権利を譲り受けることができる場合はない。[H19-29-4]
- ② 従業者が職務発明について特許を受けた後に、当該特許権を使用者に譲渡した場合、その使用者がその特許権について有していた特許法第35条第1項に規定する通常実施権が消滅しない場合がある。[H19-29-5]
- ③ 従業者がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者のため専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定の条項は、無効とする。[H16-26-ホ]
- ④ 従業者は、契約、勤務規則その他の定により、職務発明について使用者に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、又は使用者のため専用実施権を設定したときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。[H16-26- へ]

Condensed private school of Patent Attorneys

【解答】

(1)「特許を受ける権利」

① ○ 正しい [H19-29-1] 特許を受ける権利は、質権の目的とすることができない (33条2項)。 ただし、この規定は、譲渡担保まで禁じる趣旨ではない (青本33条 趣旨2項)。

- ② × 誤っている [H18-33-1] 特許を受ける権利は、出願の前後にかかわらず、質権の目的とすることができない (33 条2項)。
- ③ 正しい [H19-29-3] 特許を受ける権利は、発明完成により発生する (29条1項柱書)。
- ④ × 誤っている [H18-33-3]特許を受ける権利の自由移転については、特に制限がない (33条2項)。cf) 専用実施権、通常実施権の移転の制限 (77条3項、94条1項)
- ⑤ 正しい [H18-33-5] 条文のとおり (34条1項)。

(2)「共有にかかる特許を受ける権利」

- ① × 誤っている [H18-33-2]他の共有者の同意を得れば、出願の前後にかかわらず持分を譲渡できる (33条4項)。
- ② × 誤っている [H18-33-4] 出願後の特許を受ける権利の譲渡は、特許庁長官への届出が効力発生要件である (34条4 項)。

(3)「職務発明」

- ① × 誤っている [H19-29-4] 特許を受ける権利は、自由に移転できる (33条1項)。35条2項は、自由移転を禁止する規定ではない。
- ② 正しい [H19-29-5] 35条1項の法定通常実施権が特許権の移転により影響を受ける規定はない。
- ③ 正しい [H16-26-ホ] 従業者がした発明は、職務発明の場合を除いて予約承継できない (35条2項)。
- ④ 正しい [H16-26-^] 条文のとおりである (35条3項)。